

八戸市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年 3月28日 規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八戸市条例第23号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書等)

第2条 条例第4条第1項に規定する政務活動費の交付に係る申請書は、政務活動費交付申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第4条第2項に規定する政務活動費の交付の変更に係る申請書は、政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式）とする。

3 条例第4条第3項に規定する会派の解散届は、会派解散届（別記第3号様式）とする。

(交付決定通知書)

第3条 条例第5条第1項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による通知は、政務活動費交付決定額変更通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(交付請求書)

第4条 条例第6条第1項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第10条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書（別記第7号様式）とする。

(会計帳簿の整理保管等)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により会派の経理責任者が保管する会計帳簿及び条例第10条第1項に規定する領収書等を調査することができる。

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧の請求は、収支報告書等閲覧請求書(別記第8号様式)により行うものとする。

- 2 収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。
- 3 収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にしなければならない。
- 4 収支報告書等を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、収支報告書等を前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 5 閲覧者は、収支報告書等を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 前3項の規定に違反する閲覧者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第4号)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八戸市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費に係る交付申請等に使用する申請書等について適用し、同日前に交付された政務調査費に係る交付申請等に使用する申請書等については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

八 戸 市 長 様

会派名

代表者名

Ⓜ

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 名（ 月1日現在）
- 6 交 付 申 請 額 円（ 年度分）

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

八 戸 市 長 様

会派名

代表者名

⑩

政 務 活 動 費 交 付 変 更 申 請 書

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額 (年 度 分)	円	円	

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

八 戸 市 長 様

会派名

代表者名

㊟

会 派 解 散 届

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記

解散会派の名称

会派の解散年月日

第4号様式（第3条関係）

八 議 第 号
年 月 日

会派名

代表者名 様

八戸市長



政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

八 議 第 号
年 月 日

会派名

代表者名 様

八戸市長



政 務 活 動 費 交 付 決 定 額 変 更 通 知 書

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、政務活動費の交付額を下記のとおり変更することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更後の交付決定額（年額） 円
- 3 変更前の交付決定額（年額） 円

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

八 戸 市 長 様

会派名

代表者名

㊟

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 月分

2 交付の基準日における所属議員数 名

年 月 日

八 戸 市 議 会 議 長 様

会派名

代表者名 ㊟

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		詳細は別紙のとおり
研 修 費		〃
広 報 費		〃
広 聴 費		〃
要 望 ・ 陳 情 活 動 費		〃
会 議 費		〃
資 料 作 成 費		〃
資 料 購 入 費		〃
人 件 費		〃
事 務 所 費		〃
事 務 費		〃
合 計		〃

3 残 額 円

別紙

政 務 活 動 費 支 出 内 訳 書

項 目 _____

(単位：円)

内 訳	金 額	備 考
合 計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

八 戸 市 議 会 議 長 様

住所

氏名

収 支 報 告 書 等 閲 覧 請 求 書

八戸市議会政務活動費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、下記のとおり収支報告書等の閲覧を請求します。

記

1 閲覧希望年月日 年 月 日

2 閲覧をしようとする収支報告書等

年度分の 全部 ・ 一部

()

※ 一部の会派等に係る政務活動費の収支報告書等の閲覧を請求するときは、その会派等名を () 内に記入してください。